

風しんについて

【近年のトピックス】

国は、風しんの発生報告数の減少に伴い、平成 32 年度までに風しんの排除状態を達成するため、法令等を改正し、平成 30 年 1 月 1 日以降、風しんに関しても麻しんと同様の対応を求めている。

○感染症法施行規則（平成 10 年厚生省令第 99 号）

- ・感染症法第 12 条第 1 項に基づく医師の届出が、診断から届出までの期間を「7 日以内」から「直ちに」に変更。

○風しんに関する特定感染症予防指針（平成 26 年厚生労働省告示第 122 号）

- ・感染経路の把握等の調査を「地域で風しんの流行がない状態において、風しん患者が同一施設で集団発生した場合等」から「風しんの患者が一例でも発生した場合」に変更。
- ・都道府県は、医師から検体が提出された場合実施する、地方衛生研究所におけるウイルス検査を「可能な限り」から「原則として全例に」に変更。

【発生状況】

千葉県・全国 年別風しん患者数

	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年
千葉県	17	16	13	8	383
全 国	319	163	126	93	2,917

2018 年 千葉県 性別・年齢別患者数

	10 歳未満	10 歳代	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳代	80 歳以上	合計
男	1	1	50	54	126	75	8	0	1	316
女	3	5	27	9	9	13	1	0	0	67
合計	4	6	77	63	135	88	9	0	1	383

【対策】

- ・国は、風しんに係る公的接種を受ける機会がなかった昭和 37 年 4 月 2 日から昭和 54 年 4 月 1 日までの間に生まれた男性を、風しんに係る第 5 期の定期予防接種の対象者として追加。（平成 34 年 3 月 31 日まで）
- ・千葉県風しん抗体検査事業の対象者に、「妊婦（妊婦健診等で風しん抗体価が低いと確認された者）のパートナー」、「妊娠を希望する女性のパートナー」を追加。（平成 30 年 9 月 20 日）
- ・千葉県風しんワクチン接種補助事業を開始。（平成 30 年 12 月 25 日）

【参考】千葉県・全国 麻しん患者数

	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年
千葉県	25	0	25	3	26
全 国	462	35	165	189	282

【風しんとは】

風しんウイルスによって引き起こされる急性の発疹性感染症で、風しんへの免疫が無い集団において、1人の風しん患者から5~7人にうつす強い感染力を有すると言われている。

また、風しんに感受性のある妊娠20週頃までの妊婦が感染すると、風しんウイルス感染が胎児におよび、先天異常を含む様々な症状を呈する先天性風しん症候群が出現することがある。

【感染経路】

飛沫感染で、ヒトからヒトへ感染が伝播し、その感染力は強く、発疹出現前後1週間は感染力があるとされている。

【症状等】

感染すると14~21日後に発疹、発熱、リンパ節腫脹を主徴とする症状を呈します。なお、症状が出現しない場合（不顕性感染）も15~30%程度存在すると言われている。

【予防方法】

麻疹と同様、風しんの予防接種が最も有効な予防法である。

<定期接種対象者>

第1期	1歳以上2歳未満
第2期	5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学前の1年間
第5期	昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性

【治療】

特異的な治療法はないため、対症療法が中心となる。